

# 昭和三十九年法律第三百三十四号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

目次

第一章 総則

(第一条・第二条)

第二章 特別児童扶養手当

(第三条・第十六条)

第三章 障害児福祉手当

(第十七条・第二十六条)

第三章の二 特別障害者手当

(第二十六条の二・第一二十六条の五)

第四章 不服申立て

(第二十七条・第三十二条)

第五章 雜則

(第三十三条・第四十二条)

附則

第一章 総則

(認定)

第二章 特別児童扶養手当

(用語の定義)

第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

第二条 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条 この法律において「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第五条 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第二章 特別児童扶養手当

(支給要件)

第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

第二条 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者）に支給するものとする。

第三条 第一項の規定にかかるらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。

- 1 日本国国内に住所を有しないとき。
- 2 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 3 第一項の規定にかかるらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。

4 第一項の規定にかかるらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するためには支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならぬ。

## （手当額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。

（認定）

第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

第二条 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第五条の二 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかるわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十一月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかるわらず、その前月に支払うものとする。

（支給の制限）

第六条 手当は、受給資格者の前の年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条规定第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第八条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第九条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前ににおける当該被災者の所得に關しては、前三条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

二、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十一条 第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十二条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同一項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

第十三条 手当の支給を受けてゐる者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができ

(未支払の手当)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）がこの法律又はこの法

第十五条 削除  
(児童扶養手当法の準用)  
第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二条から第二十五条まで並びに第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第三章 障害児福祉手当  
(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福

祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

（手当額）

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、一万四千百七十円とする。

（支払期月）

第十九条 第十二条の二 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（支給の制限）

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

第二十三条 手当が支給された場合において、次の各号に該当するものに相当する額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当

二、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十四条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（不正利得の徴収）

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

（準用）

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十

二条から第二十五条まで」とあるのは、「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは、「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

### 第三章の二 特別障害者手当

(支給要件)

**第二十六条の二** 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき、(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)。

二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

(手当額)  
(支給の調整)

**第二十六条の三** 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万六千五十円とする。

**第二十六条の四** 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

(準用)

**第二十六条の五** 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十一条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは、「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは、「第二十六条の五」において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

**第四章 不服申立て**

(審査請求)

**第二十七条** 都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。(審査庁)

**第二十八条** 第三十八条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(裁決をすべき期間)  
一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日  
二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

2 審査請求人は、審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

3 第一項(各号を除く。)及び前項(各号を除く。)の規定は、次条第二項に規定する再審査請求について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十三条」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれと同様に規定する期間内」とあるのは、「六十日以内」と、前項中「補正した日。第一号において同じ。」とあるのは、「補正した日」と読み替えるものとする。

### 第三十条

手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(時効の完成猶予及び更新)

第三十一条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。

### 第三十二条 刪除

#### 第五章 雜則

(期間の計算)

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

**第三十四条** 市町村長(指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、行政庁(特別児童扶養手当については都道府県知事又は指定都市の長をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に關し、無料で証明を行ふことができる。

(届出)  
2 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に對し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

### 第三十五条

手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(調査)  
366 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の關係者に質問させることができる。







**第九十六条** 昭和六十一年四月一日において特別障害者手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該特別障害者手当について新法第

二十六条の五において準用する新法第十九条の認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が施行日において現に特別障害者手当の支給要件に該当しているとき、又は同日において現に特別障害者手当の支給要件に該当している者が昭和六十一年四月三十日までに新法第二十六条の五において準用する新法第十九条の認定の請求をしたときは、これらの者

に対する特別障害者手当の支給は、新法第二十六条の五において準用する新法第五条の二第一項の規定にかかるわらず、同月から始める。

3 前条の規定は、前項の規定により支給される昭和六十一年四月分の特別障害者手当について準用する。

**第九十七条** 施行日の前日において二十歳以上であり、かつ、施行日において現に第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条の三までにおいて「旧法」という。）第十七条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第十九条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているものには、引き続き当該支給要件に該当する間に限つて、附則第九十九条の規定を適用する場合及び次項に定める事項を除き、なお従前の例により旧法による福祉手当を支給する。

2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）、第五十九条第六項、國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九百九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第八百二十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは、「福祉手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

**第九十八条** 昭和六十一年三月以前の月分の旧法による福祉手当については、次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

**第九十九条** 附則第九十七条第一項又は前条に規定する旧法による福祉手当の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合における新法第三十五条第二項の規定の適用については、その者は、同項に規定する手当の支給を受けている者とみなし、施行日以後の行為に対する新法第四十一条の規定の適用については、当該福祉手当は、同条に規定する手当とみなす。

**第九十九条の二** 附則第九十七条第一項又は附則第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法による福祉手当の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における支給に要する費用については、旧法第二十五条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

（事務の区分）

**第九十九条の三** 附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている旧法による福祉手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と（罰則に関する経過措置）

**第一百条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

## 第一 条 （施行期日等）

### 附 則（昭和六〇年六月一八日法律第六八号）抄

（施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

2 附則第四条の規定は昭和六十一年四月一日（国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日）から、第一条の規定による改正後の国民年金法の規定、第一条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 昭和六十一年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六一年四月三〇日法律第四〇号）抄

（施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 昭和六十一年三月以前の月分の特別児童扶養手当及び国民年金法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の額については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。



一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。」に改める改正規定を除く。)による改正後の国民年金法第十六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十八条、第三十九条第一項及び第三十九条の二の規定、第二一条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十二条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第八条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項中「第一百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに」を加える改正規定を除く。)による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定、第十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条、附則第三十二条第二項、附則第五十九条、附則第六十条、附則第七十八条第二項及び附則第八十七条第三項の規定、第十七条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の二の規定、第十八条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条及び第二十六条の三の規定並びに附則第十七条の規定(第十八条の規定の施行に伴う経過措置) 平成六年十月一日

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほかこれを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一條** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(施行期日) 平則 (平成一年七月一六日法律第八七号) 抄

**(その他の経過措置の政令への委任)**  
**第三十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並び  
三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

附 則 (平成二二年六月七日法律第一一一号) 抄

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）  
附 則  
（平成二年二月二日法律第六〇号）抄

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**(検討)**

(罰則に関する経過措置)

**第三十八条** 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第三十九条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされ

**第四十条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定により

**第四十一条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定により

**第四十二条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第三項の規定により

**第四十三条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第四項の規定により

**第四十四条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第五項の規定により

**第四十五条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第六項の規定により

**第四十六条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第七項の規定により

**第四十七条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第八項の規定により

**第四十八条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第九項の規定により

**第四十九条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十項の規定により

**第五十条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十一項の規定により

**第五十一条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十二項の規定により

**第五十二条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十三項の規定により

**第五十三条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十四項の規定により

**第五十四条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十五項の規定により

**第五十五条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十六項の規定により

**第五十六条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十七項の規定により

**第五十七条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十八項の規定により

**第五十八条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第十九項の規定により

**第五十九条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十項の規定により

**第六十条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十一項の規定により

**第六十一条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十二項の規定により

**第六十二条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十三項の規定により

**第六十三条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十四項の規定により

**第六十四条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十五項の規定により

**第六十五条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十六項の規定により

**第六十六条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十七項の規定により

**第六十七条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十八項の規定により

**第六十八条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二十九項の規定により

**第六十九条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第三十項の規定により

**第七十条** この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第三十一項の規定により

支給に係る部分に限る。)、第一号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百十二条及び第一百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)並びに第一百十四条及び第一百十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成百五十年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百二十二条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百二十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二二年六月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二二年八月一日から施行する。

(附 則) (平成二二年六月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二二年四月一日から施行する。

(附 則) (平成二二年六月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二二年九月一日から施行する。

(附 則) (平成二二年九月一日法律第四〇号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条及び第八十五条の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百零一条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第二百九十二条の二を削る改正規定、第二百九十三条、第二百九十四条の二を削る改正規定、第二百九十五条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、第九十五条第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百十二条及び第一百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)並びに第一百十四条及び第一百十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成百五十年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百二十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。



